

大阪広域水道企業団 熊取水道事業

3階建て以上建物への直結直圧式給水施行基準

直 結 直 圧 式 給 水

令和 3 年 12 月

(目的)

第 1 条 この基準は、小規模貯水槽の衛生上の問題解決を図り安全で安心な水を供給することともに、エネルギー有効利用を図ることを目的とし3階建て以上建物の直結直圧給水の設計および施行に関し、その取扱いを定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 3階建て以上建物の直結直圧給水は次の各号に適用するものとする。

- ( 1 ) 建物の階数は3階および4階とする。
- ( 2 ) 建築物の用途は専用户建住宅、店舗、工場、事務所、店舗付住宅、工場付住宅、事務所付住宅、共同住宅(ファミリータイプ・ワンルーム)、事務所付共同住宅、店舗付共同住宅、店舗ビル等とする。
- ( 3 ) 建物が道路に直接面していること。

2 この基準の対象とならない3階建て以上建築物は次に掲げるものとする。

- ( 1 ) 5階建て以上の建築物
- ( 2 ) 共同住宅でファミリー43戸以上・ワンルーム79戸以上の建物(ただし、住居以外に店舗や事務所等が併設されている建物については最大戸数以下となる。)
- ( 3 ) 入院施設のある病院、救急指定病院、宿泊施設等、一時的に多量の水を必要とする建築物
- ( 4 ) 防災拠点や避難箇所に指定されている建築物
- ( 5 ) 災害や事故による断水時にも水の確保が必要な病院や事業所および店舗
- ( 6 ) 断水や減水が直接影響のある飲食店等が入居している建築物
- ( 7 ) 配水管の水圧や水量変動にかかわらず常時一定の水量、水圧を必要とする建築物
- ( 8 ) 生産ラインで冷却用に水道水を使用している建築物
- ( 9 ) 化学薬品、毒物、劇物、危険な化学物質を取り扱う工場、事務所、研究施設等の建築物

3 分岐しようとする配水管については次に掲げるものとする。

- ( 1 ) 必要分岐給水口径の1ランク以上の口径とする。
- ( 2 ) 最小動水圧は施設整備基本計画値および実測値(72時間2回測定)の両方とも3階(0. 25Mpa以上)・4階(0. 30Mpa以上)であること。
- ( 3 ) 必要分岐給水口径と配水口径が1ランク以下の口径の場合、片送り配水管の区間延長が概ね50m以内であること。
- ( 4 ) 上記、(1)から(3)に適合する配水管の場合でも、瞬時最大使用が周辺給水に多大な影響が予想される場合、申請者負担にて適正配水管への布設替等を必要とする。

(給水装置の構造)

第 3 条 給水装置の構造および設計施行は大阪広域水道企業団水道事業給水条例および熊取水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程による他、次のとおりとする。

- ( 1 ) 一建物一引込を原則とする。
- ( 2 ) 給水方式が併用される場合、給水系統が複雑となりクロスコネクションによる水質事故を招く恐れがあるため、他の給水方式との併用は認めないものとする。
- ( 3 ) 給水管の分岐方法は40mm以下はサドル分水栓50以上は不断水工法とする。
- ( 4 ) 給水管の瞬時最大流速は2m/秒以下とする。
- ( 5 ) 給水器具の最低必要水圧を考慮し、最大高さ末端給水用具の取り付け部分において5mの有効水圧を確保すること。
- ( 6 ) 設計水圧については3階(0. 20Mpa)4階(0. 25Mpa)を採用する。

- ( 7 ) 将来の使用水量の増加や水圧変動も考慮し、ある程度の余裕水頭を確保する。
- ( 8 ) 流量の上限値は流速2m/秒以下またはメーター許容流量(瞬時的使用)の安全側を使用する。
- ( 9 ) 給水口径算出にあたり計算式は住宅の場合は各戸使用水量と給水戸数の同時利用率による方式を原則採用する。また、事務所、店舗等は給水用具負荷単位による方式を採用する。
- ( 10 ) 高架水槽への直接給水は水質の悪化や適正な維持管理を妨げる恐れがあるため原則認めないものとする。

2 戸建住宅、小規模な店舗、事務所、工場および戸建住宅に併設される小規模な店舗、事務所については次のとおりとする。

- ( 1 ) 新設の場合の給水口径は最小口径は20mm以上、最大口径は50mm以下とする。
- ( 2 ) 改造の場合の給水口径も最大口径は50mm以下を原則とする。なお、最小口径については使用実態に併せて検討するものとするが、水理計算の結果からも口径20mm以上とすることが望ましい。
- ( 3 ) 瞬時最大流量は235ℓ/分以下とする。
- ( 4 ) 量水器については必要給水口径と同口径とする。
- ( 5 ) 逆流防止およびメーター装置維持管理のため、1階部分のメーター二次側に逆流防止弁を設置する。

3 共同住宅、比較的大きな店舗、事務所、工場および共同住宅に併設される店舗事務所については、次にとおりとする。

- ( 1 ) 新設の場合の分岐給水口径は最小口径は25mm以上、最大口径は100mm以下とする。
- ( 2 ) 建物全体の瞬時最大流量は942ℓ/分以下とする。
- ( 3 ) 新設の共同住宅各戸の量水器ならびに給水管については20mmを標準とする。
- ( 4 ) 改造の共同住宅各戸の量水器ならびに給水管については20mmを標準とする。なお、最小口径については戸建住宅と同様に使用実態に併せて検討するものとするが、水理計算の結果からも口径20mm以上とすることが望ましい。
- ( 5 ) 共同住宅各戸の量水器の一次側には止水器具を設置する。
- ( 6 ) 共同住宅のみの建物については、第3条第1項(9)より算出した瞬時最大流量より戸数を算出する。なお、口径100mmの場合、ファミリータイプ42戸、ワンルームタイプ78戸を上限とするが、給水栓が多い建物については上限値以下となる場合もあり、水理計算より適正戸数および給水口径を算出する。
- ( 7 ) 店舗付共同住宅や店舗ビルについては、居住部分については第3条第1項(9)より算出した瞬時最大流量より算出し、その他の部分については給水用具負荷単位による方式とし、その合計にて使用水量を算出する。
- ( 8 ) 逆流防止および給水装置維持管理のため、各パイプシャフト内最下部および各量水器2次側に逆流防止弁を設置する。
- ( 9 ) 各パイプシャフト内最上部に自動エア抜き弁を設置する。
- ( 10 ) パイプシャフト配管口径については水理計算で算出された必要口径とし上部まで同一口径を原則とする。
- ( 11 ) 維持管理に支障をきたさないようパイプシャフトの形状、寸法については事前に平・立面図を作成し承諾を必要とする。

(既設建築物の切替)

第4条 既設建築物の次の各号に適合するものとする。

- (1) 既設建築物を本基準により貯水槽方式から直結直圧方式に切替える場合は第2条および第3条の規定に適合していること。
- (2) 既設給水装置の老朽化による出水不良や漏水、錆等による赤水が考えられることから、新設管への布設替えが望ましいが既設給水管を使用する場合は、次の事項について十分留意すること。
  - ア 給水装置の可能な範囲内で耐圧試験(試験水圧1.75Mpa 1分以上)を実施し漏水がないこと。
  - イ 老朽化による管内に錆が著しく発生していないこと。
  - ウ 現状の使用状況で赤水等の水質異常がないこと。
  - エ 維持管理に重要な止水装置が正常に作動していること。
- (3) 高架水槽方式との併用は原則認めない。
- (4) 特に高架水槽方式からの切替えの場合、流れ方向の逆転や水圧増加のため、新設管への布設替を原則とする。

(量水器の設置)

第5条 原則、量水器については各戸ごとに設置し各戸検針とし、親メーターの設置および検針は行わないものとする。ただし、店舗ビル等で共用部分が多く各戸での検針および使用水量の確定が困難な場合この限りではない。

(共用給水栓の設置)

第6条 共同住宅等、使用者と所有者が異なる場合、水圧低下等でも2階以上の居住部分について断水となっても1階部分で給水できるよう共用給水栓を設置するものとする。

(事前協議および審査)

第7条 3階建て以上建物の直結直圧給水を行う者は、事前に大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者を通じて協議書、誓約書および必要書類を提出し協議および審査を受けねければならない。なお、必要書類および様式については次のとおりとする。

- (1) 3階建て以上建物への直結直圧給水事前協議書(書式第54号)
- (2) 3階建て以上建物への直結直圧給水に係る誓約書(書式第55号)
- (3) 位置図
- (4) 建築平面図・立面図
- (5) 給水装置設計図
- (6) 給水口径計算書
- (7) パイプシャフト平・断面図(集合住宅の場合)
- (8) パイプシャフト構造図(集合住宅の場合)

2 審査については次のとおりとする。

- (1) 必要書類が提出されているか。
- (2) 第2条および第3条に適合しているか。
- (3) 水圧測定に1週間を要するため審査期間については2週間を標準とする。しかし、共同住宅や使用水量の多い店舗、工場等は審査期間について時間を要する場合があるため、この限りではない。

(結果の通知)

第 8条 第7条の協議により審査の結果、適合または不適合の結果については場合大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者を通じて申請人に通知を行う。(書式第56号)

(管理責任区分)

第 9条 給水装置の管理責任の区分については、公道部分については企業団とし私有地またはその他の部分については使用者または所有者の管理とする。なお、その修繕にかかる費用についても管理責任者の負担とする。

(使用者への通知)

第 10条 共同住宅等、使用者と所有者が異なる場合、直結直圧式給水であるための断水、水圧低下などの可能性や水圧低下時の対応などを書面で使用者に周知する。

(留意事項)

第 11条 将来の水圧低下にも対応できるよう、増圧装置の設置スペースを確保すること。

(関係法令の遵守)

第 12条 水道法、同法施行令、給水条例、給水規則、その他関係法令を遵守する。

(その他)

第 13条 この基準に定めのない事項については、別途協議するものとする。



申請先 大阪広域水道企業団  
企業長 様

### 3階建て以上建物への直結直圧給水に係る誓約書

3階建て以上建物への直結直圧給水について施設の存続する限り下記条件を遵守し、維持管理を行うことを誓約します。

#### 記

1. 給水装置工事申請承認後、給水装置の改造はしません。
2. 将来、配水管の水圧・水量の変動により水圧低下を生じても異議申し立てをしません。なお、給水上の支障に対応できる増圧装置の設置スペースを確保しておきます。
3. 上記2の事項が発生した場合、自己費用で、設備等の改造を行い速やかに対応します。
4. 給水装置の所有者又は使用者が変更となった場合は速やかに届けるとともに、この内容を継承します。
5. 個人私有地内での漏水や維持管理については、自己負担で全て対応します。また私有地内で漏水のあった場合の漏水量に該当する料金についても請求があった場合負担します。維持管理や修繕対応に支障のある場合は施設全体を断水されても異議申し立ていたしません。
6. 所有者と使用者が異なる場合（共同住宅・店舗・工場等）は特に使用者への周知を行います。
  - ① 使用者への通知
    - 1) 直結直圧給水をしているため事故等による断水や、水圧の影響を受けやすい施設であること
    - 2) 出水不良時の1階部分での水栓の位置や共用栓の位置
    - 3) 緊急連絡先

所有者 住所

氏名

印

電話番号

管理者 住所

氏名

印

電話番号